

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画
〈 公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター 〉

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境づくりを行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：職員が仕事と子育ての両立を図るため、計画期間における男性の平均育児休業取得率を40%以上とし、取得促進及び在宅勤務の活用促進を図る。

＜対策＞

- 令和8年度～ 取得促進に向けた制度の周知・啓発を継続実施する。

目標2：フルタイム労働者各人について、月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とし、超過勤務の縮減に取り組むことにより、職員の家庭や子育てへの参加意識を高める。

＜対策＞

- 令和8年度～ 毎週2日の「定時退庁日」を設定し、職場会議を通じて周知するとともに、事務所内にビュを貼るなどし、徹底を図る。
当日は、管理職を中心に定時退庁の励行を図る。
時間外労働時間等の上限目標を周知・徹底する。

目標3：職員の健康保持の観点から、夏季休暇、年次有給休暇の取得促進を行う。

＜対策＞

- 令和8年度～ 職場会議等を通じて、職員の休暇取得促進について、各所属ごとに積極的な取り組みを図るよう繰り返し啓発する。
労働基準法における年次有給休暇の5日取得義務を周知・徹底するとともに、10日以上の取得を促す。